

ミニソーイング 女性活躍推進法 行動計画

1. 計画期間

令和3年9月1日 ～ 令和6年8月31日までの3年間

2. 課題

有給休暇の取得率を向上させる。

3. 目標

有給休暇の取得を5日超にする。

4. 取り組み内容

- ・令和3年9月から実施
社員に取得しやすい職場風土の構築ならびに「働き方改革関連法」における取得義務の日数以上の取得を指示。
- ・令和3年9月から実施
令和2年度の取得実績を把握した後、取得しにくい状況になっていないかの調査を行う。
- ・令和4年4月から実施
取得向上のために業務方法を改善し、取得しやすい状況を協議し実施する。